

事 務 連 絡
令和2年9月28日

各都道府県衛生主管部（局）御中

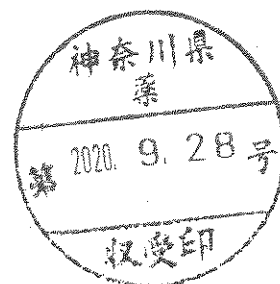
厚生労働省医政局経済課

「医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会」の開催について

厚生労働省医政局経済課では、これまで個々の企業の希望に応じて、医薬品・医療機器等の保険適用等に関する事前相談を実施してきたところです。この度、地方所在企業が気軽に相談できる環境整備を図る観点から、医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会を別添のとおり開催することとしましたのでお知らせします。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、オンライン（Skype for Business）での開催とさせていただきます。

貴管下の関係団体等に対し周知のほどよろしく申し上げます。

なお、別記の関係団体等には別途送付済みであることを申し添えます。



(別記)

日本製薬団体連合会

一般社団法人 日本医療機器産業連合会

一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会

欧州ビジネス協会医療機器委員会

関西医薬品協会



医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会実施要領

1. 目的

厚生労働省医政局経済課では、個々の企業の希望に応じて、医薬品・医療機器等の保険適用等に関する事前相談を実施しているところですが、本年度も引き続き、医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会を開催することといたしました。

2. 主催者 厚生労働省医政局経済課

3. 開催方法・日時

開催方法：Skype for Business

日 時：10月27日（火）10時～17時

11月19日（木）10時～17時

4. 定員 医薬品と医療機器それぞれ1日につき8社

※再生医療等製品については、相談内容によりどちらになるのか判断いたします。

※希望者多数の場合は申込先着順とし、定員に達し次第締め切ります。

5. 内容等

医薬品・医療機器・再生医療等製品における価格の見通し等に関する相談事項について、事前に送付いただいた資料をもとに、個別に相談を行う。（1社最大30分を目安とする。）

6. 対象者 医薬品・医療機器・再生医療等製品開発企業等

7. 参加者の申込み方法及び決定方法

相談会に参加を希望される方は、別紙「医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会申込用紙」に必要事項を記載してください。

また、医薬品の相談の場合は、「相談内容（医薬品又は再生医療等製品）」に、医療機器の相談の場合には、「相談内容（医療機器又は再生医療等製品）」に相談内容を簡潔かつ具体的に記載し、下記の期限までにメール（soudankai@mh.lw.go.jp）にてお申込みください（期限は月毎に異なりますので、ご注意ください。）。

個別相談の時間及びSkype会議のURLについては決定次第、申込代表者宛に連絡させていただきます。

8. 申込期限

10月27日開催 10月16日(金) 17時✕

11月19日開催 11月 6日(金) 17時✕